

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【公開番号】特開2006-305286(P2006-305286A)

【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2005-161945(P2005-161945)

【国際特許分類】

A 47 G 29/00 (2006.01)

F 16 B 45/00 (2006.01)

【F I】

A 47 G 29/00 C

F 16 B 45/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

両端部が吊り掛け可能に形成された吊り掛け部を有するフックであって、前記フックの少なくとも一部に連結孔を備え、該連結孔とホルダーリングとが連結されてなることを特徴とするフック。

【請求項2】

吊り掛け部の一端部は支持部材に吊り掛け可能に形成されていることを特徴とする請求項1に記載のフック。

【請求項3】

ホルダーリングが開閉自在に構成されていることを特徴とする請求項1または2に記載のフック。

【請求項4】

連結孔とホルダーリングとが互いに直接連結されてなることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載のフック。

【請求項5】

連結孔とホルダーリングとが、弾性体、剛性体、繊維状体、鎖体、合成皮革、および天然皮革からなる群から選ばれる少なくとも一の構造体により連結されてなることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載のフック。

【請求項6】

吊り掛け部と前記連結孔が一体的に形成されてなることを特徴とする請求項1～5に記載のフック。

【請求項7】

吊り掛け部と前記連結孔が溶接、接着、または螺子の嵌め込みにより接合されてなることを特徴とする請求項1～5に記載のフック。

【請求項8】

吊り掛け部および／または連結孔が、硬質ゴムまたは剛性体を少なくとも一部に用いてなることを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載のフック。

【請求項9】

吊り掛け部および／または連結孔が、硬質ゴムのみからなるものであることを特徴とする請求項8に記載のフック。

【請求項 10】

吊り掛け部および／または連結孔が、芯材としての硬質ゴムまたは芯材としての剛性体の表面に緩衝部材を被覆してなるものであることを特徴とする請求項 8 に記載のフック。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

一方で、ホルダーリング 4 は、鞄や荷物袋の取手や、乳母車のハンドルや車の手すり等に容易に取り付けることができる事が好ましく、例えば、図 3 の (a), (b) に示す構造や、ボタンでとめる構造、マジックテープ（登録商標）でとめる構造に例示されるように、開閉自在に構成されている事が好ましい。かかるホルダーリング 4 の材質については、鞄や荷物袋の取手や、乳母車のハンドルや車の手すり等への支持を安定にすることができれば特に制限はない。